



# 鳥取県公報

平成 21 年 3 月 31 日 (火)  
号外第 40 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (41) (障害福祉課) . . . . . 4
	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る 使用料の額を定める規則の一部を改正する規則 (42) (〃) . . . . . 15
	鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則 (43) (医療政策課) . . . . . 19
	保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (44) (健康政策課) . . . . . 20
	鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (45) (くらしの安心推進課) . . . . . 21
	鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則 (46) (〃) . . . . . 30
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (47) (住宅政策課) . . . . . 45

## ==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正により、年金管理者を2人まで指定することができることとしたこと等に伴い、年金の支給の手続等について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 年金管理者を2人まで指定することができることとなったことに伴い、年金の支給請求の手続及び加入証書等の様式を改める。
- (2) 年金管理者の辞退（知事に申し出る場合に限る。）について、年金管理者辞退申出書の様式を定める。
- (3) 申込者告知書及び障害診断書の様式を改める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県立社会福祉施設の利用に係る手数料の減免に関する規定を設ける等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 鳥取県立社会福祉施設の利用に係る手数料について、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業のうち、知事が必要と認めるものに係る手数料は、減免する。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受ける者に係る入所等に係る利用についての使用料の額は、生活保護法による保護を受ける者と同様の取扱いとする。
- (3) 題名を鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則に改める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成21年4月1日とする。

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取大学医学部保健学科において看護学を専攻する学生に対して貸し付ける資金（以下「奨学金」という。）の返還に係る債務の履行猶予の対象を拡大する等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 奨学金の返還に係る債務の履行猶予の対象に鳥取大学の大学院の博士課程に進学し、在学している者を加える。
- (2) 大学院の修士課程において看護に関する専門知識を習得しようとする者に対して貸し付ける資金（以下「修学資金」という。）の返還期間を大学院の修士課程を修了した日から1年を経過した日等の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内（現行 10年以内）に改める。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

肝炎ウイルス検査の受診の促進を図るため、肝炎ウイルス検査を受ける者の使用料等を免除する期間を延長

する等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 肝炎ウイルス検査を受ける者の使用料等を免除する期間を平成22年3月31日まで（現行 平成21年3月31日まで）延長する。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者に係る使用料等は、免除する。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県食品衛生法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県食品衛生法施行条例の一部が改正され、飲食店営業等の許可証に関する規定が同条例に規定されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 自動車又は自動販売機による飲食店営業等に係る許可標識の様式を定める。
- (2) 許可証等の再交付及び書換交付の申請手続を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部が改正され、理容師又は美容師が出張して理容又は美容を行うこと（以下「出張理容等」という。）について届出を義務付けたこと等に伴い、当該届出の手続を定める等の所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 出張理容等の届出手続を定める。
- (2) 理容所等の確認証の様式及び交付手続を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成21年4月1日とするイを除き、同年10月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部が改正され、市町村が管理を代行するもの以外の県営住宅について、鳥取県住宅供給公社に管理を行わせることとなったこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 管理の代行を行わせる事務の範囲は、鳥取県住宅供給公社と協議して定めることとする。
- (2) 家賃の減免等の申請等の手続について、知事が災害その他特別な事由があると認めるときは、別に定めるところによることができることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成21年4月1日とする(2)及び(3)を除き、平成21年10月1日とする。

# 規 則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第41号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（年金の請求の手續）</p> <p>第11条 <u>条例第8条第1項の規定による年金の支給の請求（以下「年金の支給請求」という。）は、年金支給請求書（様式第12号）を知事に提出してしなければならない。</u></p> <p>2 前項の請求書には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">略</div>	<p>（年金の請求の手續）</p> <p>第11条 条例第8条第1項の規定による年金の請求は、年金支給請求書（様式第12号）を知事に提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の請求書には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">略</div>
<p>（年金管理者による年金の支給請求）</p> <p>第11条の2 <u>条例第9条第1項の規定により年金管理者が指定されているときは、年金の支給請求は、年金管理者が行うものとする。</u></p> <p>2 <u>知事は、年金管理者が2人指定されている場合において、第1順位の年金管理者から年金の支給請求があったときは、当該請求をもって年金の支給を決定するとともに、第2順位の年金管理者に対し、その旨を通知するものとする。</u></p> <p>3 知事は、年金管理者が2人指定されている場合に</p>	<p>（年金管理者による年金の支給請求）</p> <p>第11条の2 条例第9条第1項の規定により年金管理者が指定されているときは、年金の支給請求は、年金管理者が行うものとする。</p> <p>2 知事は、年金管理者が2人指定されている場合において、第1順位の年金管理者から年金の支給請求があったときは、当該請求をもって年金の支給を決定するとともに、第2順位の年金管理者に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>3 知事は、年金管理者が2人指定されている場合に</p>

において、第2順位の年金管理者から年金の支給請求があったときは、第1順位の年金管理者に対し、年金の支給請求を行うよう通知するものとする。この場合において、第1順位の年金管理者から年金の支給請求があったときは、前項の規定を準用する。

4 知事は、前項前段の規定による通知が到達した日の翌日から起算して30日以内に第1順位の年金管理者から年金の支給請求がないときは、第2順位の年金管理者からの年金の支給請求をもって年金の支給を決定するとともに、第1順位の年金管理者に対し、その旨を通知するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、第1順位の年金管理者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに第2順位の年金管理者からの年金の支給請求をもって年金の支給を決定するものとする。

- (1) 国内に住所を有しないことが判明したとき。
- (2) 疾病その他の理由により年金の支給請求並びに年金の受領及び管理が困難であると認められるとき。

(年金管理者辞退の申出)

第11条の3 条例第9条第5項の規定による知事に対する辞退の申出は、様式第14号の2による申出書を提出してしなければならない。

(届出)

第16条 条例第18条の規定による届出又は報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を知事に提出してしなければならない。

- (1)及び(2) 略
- (3) 条例第18条第1項第4号の届出 年金管理者指定(変更・解除)届(様式第21号)
- (4)~(6) 略

2~5 略

様式第7号(第6条関係)

(表面)

略

加 入 証 書

加入者

住 所

氏 名

あなたは、鳥取県心身障害者扶養共済制度に關す

(届出)

第16条 条例第18条の規定による届出又は報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を知事に提出してしなければならない。

- (1)及び(2) 略
- (3) 条例第18条第1項第4号の届出 年金管理者指定(変更)届(様式第21号)
- (4)~(6) 略

2~5 略

様式第7号(第6条関係)

(表面)

略

加 入 証 書

加入者

住 所

氏 名

あなたは、鳥取県心身障害者扶養共済制度に關す

る条例に基づき、\_\_\_\_\_の保護者として鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入していることを証します。

年 月 日

職 氏 名

略			
年金管理者	第1順位	住所	
	の年金管理者	氏名	
年金管理者	第2順位	住所	
	の年金管理者	氏名	

(裏面)

1 この加入証書は、年金の支給請求時に必要ですので、大切に保管してください。この証書を紛失したり、汚損したときは、新しい証書を交付しますから、所定の手続により申請してください。

2及び3 略

4 年金管理者を2人指定している場合には、年金の支給請求並びに年金の受領及び管理は、原則として、第1順位の年金管理者が行うものとします。

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

10 次の場合には、速やかにお届けください。

(1)及び(2) 略

(3) 年金管理者を指定し、変更し(年金を受領し、及び管理すべき年金管理者の順位を変更した場合を含む。)、又はその指定を解除したとき。

(4)及び(5) 略

11 略

様式第7号の2(第6条関係)

(表面)

略

口 数 追 加 証 書  
加入者 住 所  
氏 名

あなたは、鳥取県心身障害者扶養共済制度に關す

る条例に基づき、\_\_\_\_\_の保護者として鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入していることを証します。

年 月 日

職 氏 名

略		
年金管理者	住 所	
	氏 名	

(裏面)

1 この加入証書は、大切に保管してください。この証書を紛失したり、汚損したときは、新しい証書を交付しますから、所定の手続により申請してください。

2及び3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 次の場合には、速やかにお届けください。

(1)及び(2) 略

(3) 年金管理者を指定し、又は変更したとき。

(4)及び(5) 略

10 略

様式第7号の2(第6条関係)

(表面)

略

口 数 追 加 証 書  
加入者 住 所  
氏 名

あなたは、鳥取県心身障害者扶養共済制度に關す

る条例の規定に基づき、\_\_\_\_\_の保護者として心身障害者扶養共済制度の口数が追加されていることを証します。

年 月 日

職 氏名

略			
年金管理者	第1順位	住所	
	の年金管理者	氏名	
年金管理者	第2順位	住所	
	の年金管理者	氏名	

(裏面)

1 この証書は、年金の支給請求時に必要ですので、加入証書と一緒に保管してください。この証書を紛失したり、汚損したときは、新しい証書を交付しますから、所定の手続により申請してください。

2 及び 3 略

4 年金管理者を2人指定している場合には、年金の支給請求並びに年金の受領及び管理は、原則として、第1順位の年金管理者が行うものとします。

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

10 次の場合には、速やかにお届けください。

(1) 加入者、心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。

(2) 心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。

(3) 年金管理者を指定し、変更し(年金を受領し、及び管理すべき年金管理者の順位を変更した場合を含む。)、又はその指定を解除したとき。

(4) 掛金が納められなくなったとき。

(5) 共済制度から脱退したいとき。

11 その他この制度について不明の点は、最寄りの市町村役場、県福祉事務所、県児童相談所又は県福祉保健部障害福祉課にお問い合わせください。

様式第14号の2 (第11条の3関係)

る条例の規定に基づき、\_\_\_\_\_の保護者として心身障害者扶養共済制度の口数が追加されていることを証します。

年 月 日

職 氏名

略		
年金管理者	住 所	
	氏 名	

(裏面)

1 この証書は、加入証書と一緒に保管してください。この証書を紛失したり、汚損したときは、新しい証書を交付しますから、所定の手続により申請してください。

2 及び 3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

年金管理者辞退申出書

職 氏 名 様

年金管理者を辞退したいので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則第11条の3の規定により申出ます。

年 月 日

郵便番号

届出者 住 所

氏 名 ㊞

指 定 年 月 日	
加 入 者	住 所
	氏 名
年金管理者を辞退する理由	

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することが出来ます。

様式第16号(第13条関係)

加入証書等再交付申請書

職 氏 名 様

加入証書(口数追加証書、年金証書)の再交付を受けたいので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則第13条の規定により申請します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住 所

氏 名 ㊞

略				
年金管 理者	第1順 位の年 金管理 者	住所	心身障害者 との続柄	
		氏名	生年 月日	年 月 日
年金管 理者	第2順 位の年 金管理 者	住所	心身障害者 との続柄	
		氏名	生年 月日	年 月 日
略				

備考 略

(注)

様式第16号(第13条関係)

加入証書等再交付申請書

職 氏 名 様

加入証書(口数追加証書、年金証書)の再交付を受けたいので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則第13条の規定により申請します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住 所

氏 名 ㊞

略				
年金管 理者	住所	心身障害者 との続柄		
	氏名	生年月日	年 月 日	
略				

備考 略

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略するこ



- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 年金証書の再交付申請の場合には、年金管理者の欄については、現に年金の受領及び管理を行っている者の順位の欄のみに記載してください。

様式第21号（第16条関係）

年金管理者指定（変更・解除）届

職 氏 名 様

年金管理者を指定（変更・解除）したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

㊞

略			
年金管 理者 (変更 の場合 は、変 更後の 年金管 理者)	第1順 位の年 金管理 者	住 所	
		氏 名	,
		生年月日	年 月 日
		年金受給権者との続柄	
解除し た年金 管理者	第2順 位の年 金管理 者	住 所	
		氏 名	,
		生年月日	年 月 日
		年金受給権者との続柄	
指 定 (変更 ・解 除)し た理由	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		
	年金受給権者との続柄		

備考 年金管理者の指定又は変更の届出の場合にあつては、その者の承認を得たことを証する書面を添付すること。

(注) 略

とができます。

様式第21号（第16条関係）

年金管理者指定（変更）届

職 氏 名 様

年金管理者を指定（変更）したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

㊞

略					
年金管 理者 (変更の 場合 は、変 更後の 年金管 理者)	住 所				
	氏 名	生年 月日	年	月 日	
					㊞
					年金受給権者との続柄
指 定 (変更) した理由					

(注) 略

様式第24号（第16条関係）

年金受給権者現況報告

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第4項の規定により年金受給権者の現況を報告します。

年 月 日

郵便番号

報告者 住 所

氏 名

㊞

略			
年金受給権者	住所		
	氏名	生年月日	年 月 日
	連絡先電話番号		
年金管理者の有無	1 有	2 無	
(いずれかに を付けるとともに、有の場合には、年金管理者の続柄の欄にも を付けてください。)	続柄	父	
		母	
		祖父母	
		兄弟姉妹	
		その他の親族	
	その他( )		
年金管理者(現に年金の受領及び管理を行っている者)	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
	連絡先電話番号		
備 考			

備考 略

(注) 略

様式第24号（第16条関係）

年金受給権者現況報告

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第4項の規定により年金受給権者の現況を報告します。

年 月 日

郵便番号

報告者 住 所

氏 名

㊞

略				
年金受給権者現況	住所			
	氏名	生年月日	年 月 日	
	年金管理者との続柄			

備考 略

(注) 略

第2条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第4条、第5条関係)

生保記入欄	
自治体コード	加入番号

申込者(被保険者)告知書

都道府県・指定都市記載欄		
①	②	③
一口目加入	二口目加入	1と2の同時加入

(心身障害者扶養保険共済制度)

・「重要事項のご説明」の内容(個人情報取扱を含む)を確認・承知し、心身障害者扶養共済制度における保険契約の被保険者となることに同意のうえ、署名・押印しました  
 ・下記の事項は事実と相違ありません

知事(市長)殿

告知日	平成 年 月 日	*告知書有効期限は、加入希望月の2ヶ月以内		
フリガナ		性別	生年月日	
申込者氏名	(姓)	①男	①昭和	年 月 日
	(名)	②女	②平成	

申込者の告知

最近の健康状態	最近3ヶ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。また、その結果、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがありますか。 * <b>はい</b> の場合、下記「詳細記入欄」に記入してください。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いい		
過去5年以内の健康状態	過去5年以内に、病气やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。 * <b>はい</b> の場合、下記「詳細記入欄」に記入してください。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いい		
	過去5年以内に下記の病気で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 ある場合は、右の <b>はい</b> および下記病名を で囲んだうえ、下記「詳細記入欄」に記入してください。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いい		
	過去5年以内に、上記 以外の病气やけがで2週間以上にわたり、医師の診断・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 * <b>はい</b> の場合、下記「詳細記入欄」に記入してください。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いい		
身体の障害	現在身体に障害はありますか。 <b>はい</b> の場合は、該当するところを で囲んだうえ、「障害の原因・部位・程度等」欄に詳細を記入してください。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いい		
[詳細記入欄] 上記 ~ に <b>はい</b> があつた場合は、その内容についてそれぞれ詳細を記入してください。 その内容が「高血圧症(1)」、「糖尿病(2)」の場合は、数値等も記入してください。 なお、記入欄が不足する場合は、告知書を複数枚使用してください。					
* <b>はい</b> をつけた該当番号		①	②	③	④
病气やけがの名前・検査名・検査結果		年 月 から 年 月		年 月 から 年 月	
診察・検査・治療・投薬を受けた期間		年 月 から 年 月		年 月 から 年 月	
入院の有無・期間		年 月 から 年 月		年 月 から 年 月	
手術の有無(手術の名前、または内容・部位)		年 月 から 年 月		年 月 から 年 月	
症状経過		完治 / 治療中 / 検査中 / 検査終了(異常なし) / 経過観察中		完治 / 治療中 / 検査中 / 検査終了(異常なし) / 経過観察中	
入院・手術・診察・検査・治療・投薬を受けた医療機関名					
		(1)高血圧症の場合は記入してください 最近の血圧 最大 mmHg 最小 mmHg		(2)糖尿病の場合は記入してください 最近の空腹時血糖値 mg/dl 治療方法( )	

心身障害者

フリガナ		性別	生年月日		
心身障害者氏名	(姓)	①男	①明治	②大正	年 月 日
	(名)	②女	③昭和	④平成	
障害の種類	①知的障害	①A	②B	①配偶者	②父母
	②身体障害	①1級	②2級	③兄弟姉妹	④その他親族
程度	③精神障害	①1級	②2級	申込者が配偶者、父母以外の場合はその理由	
	④その他	①その他			

様式第14号を次のように改める。

様式第14号 (第11条関係)

(表面)  
障 害 診 断 書

1. 氏 名	男・女	2. 生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
3. 障害の種類	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの		8. 受傷(発病)日	年 月 日
	2. 言語の機能を全く永久に失ったもの			(医師推定) (患者申告)
	3. そしゃくの機能を全く永久に失ったもの		9. 初診日	年 月 日
	4. 両上肢を手関節以上で失ったもの			
5. 両下肢を足関節以上で失ったもの		10. 入院日	年 月 日	
6. 1上肢を手関節以上で失いかつ、 1下肢を足関節以上で失ったもの				
7. 両上肢の用を全く永久に失ったもの		11. 退院日 現在入院中	年 月 日	
8. 両下肢の用を全く永久に失ったもの			年 月 日	
9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの		12. 終診日	年 月 日	
10. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの			現在治療中(当院・他院)	年 月 日
4. 傷病名				
5. 4の原因	(医師推定) (患者申告)			
6. 障害の部位				
7. 今回の受傷(発病)から初診までの経過、初診時の主訴・所見およびその後の経過、障害状態の詳細	13. 前医		住所・氏名	
治療内容  手術名  手術日 年 月 日				
15. 視力障害	裸眼視力・矯正視力		矯正不能・不適の場合は	
	右 眼	( )	その理由 ( )	
	左 眼	( )		
検査(計測)日 年 月 日				
16. 聴力障害	該当する項目に印をつけてください。	周波数 500Hz 1000Hz 2000Hz	17. 機能し障害	(下記A-Cのうち該当する項目に印をしてください)
	a.聴力レベル	右 ( ) dB ( ) dB ( ) dB	害く	A.通常の飲食物が食べられる
	b.聴力損失	左 ( ) dB ( ) dB ( ) dB		B.かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物であれば食べられる
検査(計測)日 年 月 日				
18. 言語機能の障害	(該当する項目に印をしてください)		(原因)	
	A.言語機能のそう失(音声語による意思の疎通が全くできない)		a.こう頭てき出(1.全部 2.一部)	
	B.言語機能の著しい障害(身振り、書字その他の補助動作がなくては音声言語による意志の疎通が困難である)		b.中枢性失語症	
	C.言語機能の障害(簡単な単語の発語により意志の疎通がかるうじて可能)		c.構音障害(1.口唇音 2.歯舌音 3.口蓋音 4.こう頭音)	
	D.その他		全不能な場合には印をお願いします	
検査(計測)日 年 月 日				

(裏面)

19. 運動麻痺・欠損・短縮

四肢、手指、足指の切断の場合は、切断箇所にはっきりと線を入れてください。  
四肢の完全運動麻痺の場合は、その部位を斜線で示してください。  
下肢短縮の場合は、その程度(cm)を記入してください。

検査(計測)日 年 月 日

20. 手指・足指の運動障害(自動運動範囲)	右 (手指)・(足指)	第1指	第2指	第3指	第4指	第5指	(-) については、記入の必要はありません。母指については、指節間関節とします。
	左 (手指)・(足指)	第1指	第2指	第3指	第4指	第5指	
	遠位指節間関節	伸展度	屈曲度	伸展度	屈曲度	伸展度	屈曲度
	近位指節間関節	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	中 手 指節間関節	( )	( )	( )	( )	( )	( )

21. 四肢関節の運動障害(自動運動範囲)	運動の種類・範囲		MMT( )	伸展度～屈曲度	内転度～外転度	内旋度～外旋度
	肩 関節	右		～	～	～
		左		～	～	～
	肘 関節	右		～	～	～
		左		～	～	～
	手 関節	右		～	～	～
		左		～	～	～
	股 関節	右		～	～	～
		左		～	～	～
	膝 関節	右		～	～	～
左			～	～	～	
足 関節	右		～	～	～	
	左		～	～	～	

MMT(徒手筋力テスト)欄には、結果を0～5の数値にてご記入ください。

22. 回復の可能性と症状の固定についての意見

上記の障害状態を診断された日 年 月 日  
 症状の固定時期 年 月 日 頃

上記のとおり診断します。 年 月 日

所在地  
 病院又は診療所等の 名称  
 医師氏名

(注)  
 1 15～20項については、障害のある場合に記載して下さい。  
 2 関節の運動範囲については、自動運動範囲をご記入願います。  
 3 印はいずれかに 印をお願いします。  
 4 訂正の場合、訂正印を必ず押願います。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第42号**

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則</u></p>	<p><u>鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則</u></p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。）第7条第2項及び第3項、<u>第8条第2項、第4項及び第5項並びに第11条の規定に基づき、鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における食事の提供その他の施設の利用に係る使用料の額を定めるとともに、手数料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。）第7条第2項及び第3項並びに<u>第8条第2項、第4項及び第5項の規定に基づき、鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における食事の提供その他の施設の利用に係る使用料の額を定めるものとする。</u></p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この規則において「<u>保護等</u>」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による<u>保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この規則において「<u>保護</u>」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>第2条に規定する保護</u>をいう。</p>

国残留邦人自立支援法」という。)による支援給付をいう。

4 この規則において「要保護者等」とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人自立支援法による支援給付を必要とする状態にある者をいう。

5 この規則において「生活保護等世帯」とは、現に保護等を受けている世帯をいう。

- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略

(入所等に係る利用についての使用料の額)

第3条 条例第7条第2項及び第8条第2項に規定する規則で定める使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(法第24条の5の規定が適用される災害その他の児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)第25条の15に規定する特別の事情がある場合にあっては、知事が定める額)とする。

(1) 施設給付決定保護者が同一の月に受けた指定施設支援に要した費用(特定費用を除く。)の額の合計額から、法第24条の2第2項の規定により算定された当該同一の月における障害児施設給付費の合計額を控除して得た額が、次の表の左欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えるとき 同表の左欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ同表の右欄に掲げる額

略	
イ 市町村民税世帯非課税者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあった月において要保護者等である者であって、アの項に掲げる額を負担上限月額としたならば保護等を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば保護等を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者(ウ及びエに掲げる者を除く。)	略
ウ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定施設支援のあった月の属する年	略

4 この規則において「要保護者」とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。

- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略

(入所等に係る利用についての使用料の額)

第3条 条例第7条第2項及び第8条第2項に規定する規則で定める使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(法第24条の5の規定が適用される災害その他の児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)第25条の15に規定する特別の事情がある場合にあっては、知事が定める額)とする。

(1) 施設給付決定保護者が同一の月に受けた指定施設支援に要した費用(特定費用を除く。)の額の合計額から、法第24条の2第2項の規定により算定された当該同一の月における障害児施設給付費の合計額を控除して得た額が、次の表の左欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えるとき 同表の左欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ同表の右欄に掲げる額

略	
イ 市町村民税世帯非課税者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあった月において要保護者である者であって、アの項に掲げる額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者(ウ及びエに掲げる者を除く。)	略
ウ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定施設支援のあった月の属する年	略



<p>の前年（指定施設支援のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下この項において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定施設支援のあった月の属する年の前年の合計所得金額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定施設支援のあった月の属する年の前年に支給された省令第25条の4に規定する給付を合計した金額の合計額が80万円以下である者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあった月において要保護者等である者であつて、イの項に掲げる額を負担上限月額としたならば保護等を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば保護等を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者（工に掲げる者を除く。）</p>	
<p>工 施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定施設支援のあった月において、<u>保護</u>等を受けている者又は要保護者等である者であつて、ウの項に掲げる額を負担上限月額としたならば保護等を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば<u>保護</u>等を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者</p>	略

(2) 略

(鳥取県立総合療育センター等に係る使用料の額)  
第5条 略

(手数料の減免)

第6条 条例第11条の規定による手数料の減免は、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業のうち、知事が必要と認めるものに係る手数料について行う。この場合の減免の申請手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

別表第1（第4条関係）

施設の利用	1単位当たりの使
-------	----------

<p>の前年（指定施設支援のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下この項において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定施設支援のあった月の属する年の前年の合計所得金額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定施設支援のあった月の属する年の前年に支給された省令第25条の4に規定する給付を合計した金額の合計額が80万円以下である者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあった月において要保護者である者であつて、イの項に掲げる額を負担上限月額としたならば保護等を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者（工に掲げる者を除く。）</p>	
<p>工 施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定施設支援のあった月において、<u>生活保護法第6条第1項に規定する被保護者</u>又は要保護者である者であつて、ウの項に掲げる額を負担上限月額としたならば<u>保護</u>を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば<u>保護</u>を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者</p>	略

(2) 略

(鳥取県立総合療育センター等に係る使用料の額)  
第5条 略

別表第1（第4条関係）

施設の利用	1単位当たりの使
-------	----------

項目	単位	用料の額
1 食事の提供 (1) <u>生活保護等世帯</u> 又は市町村民税非課税世帯に属する障害者等(以下「 <u>生活保護等受給者等</u> 」という。)による短期入所の利用の場合	略	略
略		
略		

項目	単位	用料の額
1 食事の提供 (1) <u>生活保護世帯</u> 又は市町村民税非課税世帯に属する障害者等(以下「 <u>生活保護受給者等</u> 」という。)による短期入所の利用の場合	略	略
略		
略		

別表第3(第5条関係)

施設名	施設の利用		1単位当たりの使用料の額
	項目	単位	
鳥取県立総合療育センター	1 食事の提供	(1) <u>生活保護等受給者等</u> による短期入所の利用の場合	略
		(2) <u>生活保護等世帯</u> 又は市町村民税非課税世帯に係る入所等のうち通所の利用の場合	略
	略		
鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園	食事の提供	(1) <u>生活保護等世帯</u> 又は市町村民税非課税世帯に係る入所等のうち通所の利用の場合	略
		略	

別表第3(第5条関係)

施設名	施設の利用		1単位当たりの使用料の額
	項目	単位	
鳥取県立総合療育センター	1 食事の提供	(1) <u>生活保護受給者等</u> による短期入所の利用の場合	略
		(2) <u>生活保護世帯</u> 又は市町村民税非課税世帯に係る入所等のうち通所の利用の場合	略
	略		
鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園	食事の提供	(1) <u>生活保護世帯</u> 又は市町村民税非課税世帯に係る入所等のうち通所の利用の場合	略
		略	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、別表第1及び別表第3の改正は、公布の日から施行する。

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第43号

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（貸付金の返還） 第11条 略</p> <p>2 大学院の修士課程の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生（第13条第1項第4号において「大学院の修士課程の修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から<u>修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内</u>（同条の規定により猶予された期間がある場合にあっては、当該猶予期間を加算した期間内）に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>（返還の債務の履行猶予） 第13条 略</p> <p>2 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 鳥取大学の大学院の修士課程又は博士課程に<u>進学し、これらの課程に在学しているとき。</u></p> <p>（3）～（5） 略</p>	<p>（貸付金の返還） 第11条 略</p> <p>2 大学院の修士課程の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生（第13条第1項第4号において「大学院の修士課程の修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から<u>10年以内</u>（同条の規定により猶予された期間がある場合にあっては、当該猶予期間を加算した期間内）に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>（返還の債務の履行猶予） 第13条 略</p> <p>2 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 鳥取大学の大学院の修士課程に進学し、<u>同課程に在学しているとき。</u></p> <p>（3）～（5） 略</p>

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該資金の返還については、改正後の鳥取県看護職員修学資金等貸付規則第11条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第44号**

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前												
<p>（使用料等の免除）</p> <p>第2条 保健所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する条例第4条の事務の委任を受けた保健所の長をいう。以下同じ。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業</th> <th style="text-align: center;">対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検査</td> <td>平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 保健所長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者に対しては、使用料等を免除するものとする。</p>	事業	対象者	略		肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	<p>（使用料等の免除）</p> <p>第2条 保健所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する条例第4条の事務の委任を受けた保健所の長をいう。以下同じ。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業</th> <th style="text-align: center;">対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検査</td> <td>平成20年1月1日から平成21年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 保健所長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている者に対しては、使用料等を免除するものとする。</p>	事業	対象者	略		肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成21年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者
事業	対象者												
略													
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者												
事業	対象者												
略													
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成21年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第45号**

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県食品衛生法施行細則（昭和49年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「削除条項」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条項及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関しては、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）及び鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第7条 政令第5条第3項の規定による試験品の採取量は、別表第1のとおりとする。ただし、総合事務所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）が特別の理由があると認めるときは、当該検査に必要な限度において、その採取量を変更することができる。</p>	<p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）及び鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第7条 政令第4条第4項の規定による試験品の採取量は、別表第1のとおりとする。ただし、総合事務所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）が特別の理由があると認めるときは、当該検査に必要な限度において、その採取量を変更することができる。</p>

(許可責任者の設置等の届出)

第11条の3 営業者(条例別表第1の1の項(7)に規定する営業者のうち、法第52条第1項の許可を受けた者をいう。)は、許可責任者を置こうとするときは、様式第6号の2により総合事務所長に届け出るものとする。許可責任者を変更しようとするときも、同様とする。

(営業の許可の申請書)

第12条 略

(許可証等の様式)

第12条の2 条例第5条第1項前段の許可証の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 条例第5条第1項後段の許可標識の様式は、様式第9号のとおりとする。

(許可証等の再交付申請等の手続)

第13条 法第52条第1項の許可を受けた者(以下別表第2を除き、「営業者」という。)は、条例第5条第3項又は第4項の規定により許可証又は許可標識の再交付又は書換交付を受けようとするときは、様式第10号による申請書を総合事務所長に提出しなければならない。

2 営業者は、許可証又は許可標識の再交付を受けた後において亡失した許可証又は許可標識を発見したとき、許可の有効期間が満了したとき、許可の取消

(許可責任者の設置等の届出)

第11条の3 営業者(条例別表第1の1の項(7)に規定する営業者のうち、法第52条第1項の許可を受けた者をいう。)は、許可責任者を置こうとするときは、様式第6号の2により知事に届け出るものとする。許可責任者を変更しようとするときも、同様とする。

(営業の許可の申請書)

第12条 略

(許可証の交付等)

第13条 総合事務所長は、法第52条第1項の営業の許可をしたときは、当該申請者に対し、様式第8号による許可証(以下「許可証」という。)を交付しなければならない。

2 法第52条第1項の許可を受けた者(以下別表第2を除き、「営業者」という。)は、許可証を当該営業施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

3 営業者は、許可証をき損し、又は亡失したときは、様式第9号による申請書を総合事務所長に提出し、その再交付を受けなければならない。

4 営業者は、許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見したとき、許可の有効期間が満了したとき、許可の取消しがあったとき、又は営業を廃止したときは、許可証を総合事務所長に返納しなければならない。

しがあったとき、又は営業を廃止したときは、許可証又は許可標識を総合事務所に返納しなければならない。

(地位の承継の届出)

第13条の2 省令第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項の届出書は、様式第11号によるものとする。

(申請事項等の変更の届出)

第14条 省令第71条の届出は、様式第12号による届書により行わなければならない。

(営業の廃止の届出)

第15条 営業者は、その営業を廃止したときは、様式第13号による届書により速やかにその旨を総合事務所に届け出なければならない。

2 略

(書類の提出)

第16条 法、政令、省令、乳等省令又は条例の規定により知事に提出する書類は、所管の総合事務所に提出しなければならない。

様式第3号(第4条関係)

製品検査申請書	略
職 氏 名 様	
食品衛生法第25条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
年 月 日	
申請者	郵便番号
<u>住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</u>	
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	

(地位の承継の届出)

第13条の2 省令第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項の届出書は、様式第10号によるものとする。

2 総合事務所長は、前項の規定による届出書を受理したときは、当該届出者に対し、許可証を書換え交付しなければならない。

(申請事項等の変更の届出)

第14条 省令第71条の届出は、様式第11号による届書により行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(営業の廃止の届出)

第15条 営業者は、その営業を廃止したときは、様式第12号による届書により速やかにその旨を総合事務所に届け出なければならない。

2 略

(書類の提出)

第16条 法、政令、省令、乳等省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所管の総合事務所に提出しなければならない。

様式第3号(第4条関係)

製品検査申請書	略
職 氏 名 様	
食品衛生法第25条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
年 月 日	
申請者	<u>住所(法人の場合は、所在地)</u>
	郵便番号
氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)	

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p>
<p>様式第5号（第6条関係）</p>	
<p>検査命令に基づく製品検査申請書 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</span></p>	
<p>職 氏 名様</p>	
<p>食品衛生法第26条第1項の規定による製品検査を受けたいので、下記のとおり申請します。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>申請者 <u>郵便番号</u>  <u>住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</u>  <u>氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</u></p>	
<p>記</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>添付書類 略</p>	
<p>様式第6号（第9条関係）</p>	
<p>食品衛生管理者設置（変更）届</p>	
<p>職 氏 名様</p>	
<p>食品衛生管理者を設置（変更）したので、食品衛生法第48条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>届出者 <u>郵便番号</u>  <u>住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</u>  <u>氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</u></p>	
<p>記</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div>	

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p>
<p>様式第5号（第6条関係）</p>	
<p>検査命令に基づく製品検査申請書 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</span></p>	
<p>職 氏 名様</p>	
<p>食品衛生法第26条第1項の規定による製品検査を受けたいので、下記のとおり申請します。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>申請者 <u>住所（法人の場合は、所在地）</u>  <u>郵便番号</u>  <u>氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）</u></p>	
<p>記</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>添付書類 略</p>	
<p>様式第6号（第9条関係）</p>	
<p>食品衛生管理者設置（変更）届</p>	
<p>職 氏 名様</p>	
<p>食品衛生管理者を設置（変更）したので、食品衛生法第48条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>届出者 <u>住所（法人の場合は、所在地）</u>  <u>郵便番号</u>  <u>氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）</u></p>	
<p>記</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div>	



添付書類 略

様式第6号の2（第11条の3関係）

食品衛生責任者設置（変更）届

職 氏 名 様

食品衛生責任者を設置（変更）するので、鳥取県食品衛生法施行細則第11条の3の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号  
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

略

注 略

様式第7号（第12条関係）

営業許可申請書（新規・継続）  略

職 氏 名 様

食品衛生法第52条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号  
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

記

略

申請者	略
者の欠格事項	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を

添付書類 略

様式第6号の2（第11条の3関係）

食品衛生責任者設置（変更）届

職 氏 名 様

食品衛生責任者を設置（変更）するので、鳥取県食品衛生法施行細則第11条の3の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所（法人の場合は、所在地）  
郵便番号  
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

記

略

注 略

様式第7号（第12条関係）

営業許可申請書（新規・継続）  略

職 氏 名 様

食品衛生法第52条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日



申請者 住所（法人の場合は、所在地）  
郵便番号  
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

記

略

申請者	略
者の欠格事項	(2) 食品衛生法第55条又は第56条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過

<p>経過しないこと。</p> <p>添付書類 略 注 略</p> <p>様式第8号（第12条の2関係） 略</p> <p>様式第9号（第12条の2関係）</p> <p>その1 自動車用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>食品衛生法 自動車営業許可済</p> <p>営業の種類</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> <p>許 可 期 限 年 月 日まで</p>  <p>鳥取県</p> </div> <p>その2 自動販売機用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>食品衛生法許可済 第 号</p> <p>営業者氏名 設置場所</p> <p>許 可 期 限 年 月 日まで</p>  <p>鳥取県</p> <p>機体番号 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 20px; vertical-align: middle;"></span></p> </div> <p>様式第10号（第13条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px auto;">収入証紙は り付け欄</div> <p>営業許可証（許可標識）再交付 （書換交付）申請書</p> <p>職 氏 名様</p> <p>下記の営業許可証（許可標識）の再交付（書換交 付）を受けたいので、申請します。</p>	<p>しないこと。</p> <p>添付書類 略 注 略</p> <p>様式第8号（第13条関係） 略</p> <p>様式第9号（第13条関係）</p> <p>営業許可証再交付申請書</p> <p>職 氏 名様</p> <p>下記の営業許可証をき損（亡失）したので、再交 付を申請します。</p>
--	---

年 月 日

申請者 郵便番号  
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

許 可 番 号	
許 可 年 月 日	
変更内容（記載事項に変更が生じた場合に 限る。）	変更前 変更後
変 更 の 理 由	

添付書類

営業許可証（許可標識）を破損し、若しくは汚損し、又は記載事項に変更が生じた場合にあっては、当該営業許可証（許可標識）

様式第11号（第13条の2関係）

相続（合併・分割）による営業者の地位の承継届

職 氏 名様

下記のとおり営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号  
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

被相続人との続柄

記

略

添付書類

年 月 日

申請者 住所（法人の場合は、所在地）  
郵便番号  
 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

記

許 可 番 号	
許 可 年 月 日	

添付書類

き損した営業許可証

様式第10号（第13条の2関係）

相続（合併・分割）による営業者の地位の承継届

職 氏 名様

下記のとおり営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

申請者 住所（法人の場合は、所在地）  
郵便番号

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

被相続人との続柄

記

略

添付書類

<p>(1)及び(2) 略</p> <p>様式第12号 (第14条関係)</p> <p>営業許可申請(営業者の地位の承継届出)事項 変更届</p> <p>職 氏 名様</p> <p>下記のとおり営業の許可の申請(営業者の地位の 承継届出)事項の変更があったので、届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>届出者 郵便番号 住所(法人にあっては、主たる事 務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>備考 略</p> <p>様式第13号 (第15条関係)</p> <p style="text-align: center;">廃 業 届</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>下記のとおり営業を廃止したので、届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>届出者 郵便番号 住所(法人にあっては、主たる事 務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>現に受けている営業許可証</u></p> <p>様式第11号 (第14条関係)</p> <p>営業許可申請(営業者の地位の承継届出)事項 変更届</p> <p>職 氏 名様</p> <p>下記のとおり営業の許可の申請(営業者の地位の 承継届出)事項の変更があったので、届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>届出者 住所(法人の場合は、所在地) 郵便番号</p> <p>氏名(法人の場合は、名称及び代 表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>備考 略</p> <p>添付書類 <u>営業許可証(営業許可証の記載事項を変更する場 合に限る。)</u></p> <p>様式第12号 (第15条関係)</p> <p style="text-align: center;">廃 業 届</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>下記のとおり営業を廃止したので、届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>届出者 住所(法人の場合は、所在地) 郵便番号</p> <p>氏名(法人の場合は、名称及び代 表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div>
--	--

添付書類 略

添付書類 略

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている許可標識は、この規則に基づき交付されたものとみなす。

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第46号

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県理容師法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県理容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)、<u>理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。)</u>及び<u>鳥取県理容師法施行条例(平成12年鳥取県条例第18号。以下「条例」という。)</u>の施行に関し<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(出張理容に係る届出手続)</p> <p>第2条 <u>条例第3条第1項の規定による届出は、様式第1号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>2 <u>条例第3条第4項の規定による届出は、様式第2号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(理容師免許証等の提出の手続)</p> <p>第3条 <u>省令第7条第3項の規定による提出は、様式第3号による提出書を提出してしなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)<u>及び理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。)</u>の施行に関し、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(理容師免許証等の提出の手続)</p> <p>第2条 <u>省令第7条第3項の規定による提出は、様式第1号による提出書を提出してしなければならない。</u></p>

<p>い。</p> <p>(理容所開設届出書の様式)  <u>第4条</u> 省令第19条第1項に規定する届出書は、<u>様式第4号</u>によるものとする。</p> <p>(理容所開設届出事項変更届出書の様式)  <u>第5条</u> 省令第20条に規定する届出書は、<u>様式第5号</u>によるものとする。</p> <p>(理容所の廃止届出書)  <u>第6条</u> 法第11条第2項の規定による理容所の廃止の届出は、<u>様式第6号</u>による届出書を提出してしなければならない。</p> <p>(確認証の様式)  <u>第7条</u> 条例第4条第1項に規定する書面は、<u>様式第7号</u>によるものとする。  <u>2</u> 条例第7条第1項に規定する書面は、<u>様式第8号</u>によるものとする。</p> <p>(確認証の再交付等の申請)  <u>第8条</u> 確認証について、<u>条例第9条第1項の規定による再交付、同条第2項の規定による追加交付又は同条第3項の規定による書換交付を受けようとする者は、様式第9号による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(理容所開設者地位承継届出書の様式)  <u>第9条</u> 省令第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、<u>様式第10号</u>によるものとする。</p> <p>(書類の提出)  <u>第10条</u> 法、省令、<u>条例</u>又はこの規則により知事に提出する届出書その他の書類は、所管の総合事務所長に提出しなければならない。</p> <p><u>様式第1号</u> (第2条関係)</p>	<p>い。</p> <p>(理容所開設届出書の様式)  <u>第3条</u> 省令第19条第1項に規定する届出書は、<u>様式第2号</u>によるものとする。</p> <p>(理容所開設届出事項変更届出書の様式)  <u>第4条</u> 省令第20条に規定する届出書は、<u>様式第3号</u>によるものとする。</p> <p>(理容所の廃止届出書)  <u>第5条</u> 法第11条第2項の規定による理容所の廃止の届出は、<u>様式第4号</u>による届出書を提出してしなければならない。</p> <p>(免許証等の掲示)  <u>第6条</u> <u>理容所の開設者は、理容師免許証又は理容師免許証明書及び法第11条の2に規定する確認を受けたことを証する書類を理容所内に掲示しなければならない。</u></p> <p>(理容所開設者地位承継届出書の様式)  <u>第7条</u> 省令第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、<u>様式第5号</u>によるものとする。</p> <p>(書類の提出)  <u>第8条</u> 法、省令又はこの規則により知事に提出する届出書その他の書類は、所管の総合事務所長に提出しなければならない。</p>
--	---

出張理容届出書

収入証紙 はり付け 欄
-------------------

職 氏 名 様

出張理容を行いたいのので、鳥取県理容師法施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その使用する設備、用具等について、同条第2項の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

出張理容に使用する設備及び用具を管理する場所	
出張理容に使用する設備及び用具	
理容所出張 理容の場合	理容所の名称及び所在地
	出張理容を行う理容師の数
理容所出張 理容以外の 場合	理容師の登録番号

添付書類 理容所出張理容以外の場合にあつては、理容師についての伝染性疾病の有無に関する医師の診断書

様式第2号(第2条関係)

出張理容変更(廃止)届

職 氏 名 様

出張理容の届出事項に変更を生じた(出張理容をやめた)ので、鳥取県理容師法施行条例第3条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)



届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

変更(廃止)の理由	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更(廃止)年月日	

添付書類 出張理容をやめた場合にあっては、当該出張理容に係る確認証

様式第3号(第3条関係)

理容師免許証又は理容師免許証明書提出書

職 氏 名 様

理容師法施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり理容師免許証又は理容師免許証明書を提出します。

年 月 日

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

略

添付書類 理容師免許証又は理容師免許証明書

様式第4号(第4条関係)

理容所開設届

略

職 氏 名 様

理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第11条の2の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表

様式第1号(第2条関係)

理容師免許証又は理容師免許証明書提出書

職 氏 名 様

理容師法施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり理容師免許証又は理容師免許証明書を提出します。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

略

様式第2号(第3条関係)

理容所開設届

略

職 氏 名 様

理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第11条の2の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 フリガナ

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表

者の氏名)  
電話番号

略

注 略  
添付書類 略

様式第5号(第5条関係)  
理容所開設届出事項変更届

職 氏 名 様

理容所の開設届出事項に変更を生じたので、理容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日  
郵便番号  
住 所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

略

添付書類 略

様式第6号(第6条関係)  
理容所廃止届

職 氏 名 様

次のとおり理容所を廃止したので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日  
郵便番号  
住 所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

略

添付書類 理容所の確認証

者の氏名)  
電話番号

略

注 略  
添付書類 略

様式第3号(第4条関係)  
理容所開設届出事項変更届

職 氏 名 様

理容所の開設届出事項に変更を生じたので、理容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日  
郵便番号  
住 所

届出者 フリガナ  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

略

添付書類 略

様式第4号(第5条関係)  
理容所廃止届

職 氏 名 様

次のとおり理容所を廃止したので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日  
郵便番号  
住 所

届出者 フリガナ  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

略

添付書類 理容師法第11条の2に規定する確認を受けたことを証する書類

様式第7号（第7条関係）

## 出張理容確認証

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

確認番号

出張理容を行うために使用する設備、用具等が理容師法第9条の措置を講ずるに適することを確認したことを証する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第8号（第7条関係）

## 理容所確認証

理容所の名称

理容所の所在地

確認番号

理容所の構造設備が理容師法第12条の措置を講ずるに適することを確認したことを証する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第9号（第8条関係）

確認証再交付（追加交付・  
書換交付）申請書

収入証紙 はり付け 欄
-------------------

職 氏 名 様

確認証を亡失（汚損）した（出張理容を行う理容師を増員した・確認証の記載事項に変更が生じた）ので、鳥取県理容師法施行条例第9条第1項（第2項・第3項）の規定により、確認証の再交付（追加交付・書換交付）を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
理容所又は出張理容の確認年月日	
申請理由	
追加交付の場合	希望追加交付枚数
書換交付の場合	書換えに係る変更届出年月日
添付書類 汚損による再交付の場合にあつては、当該汚損した確認証	
様式第10号(第9条関係) 理容所開設者地位承継届	
職 氏 名 様 相続(合併・分割)により理容所の開設者の地位を継承したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。 年 月 日 郵便番号 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 届出者 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 生年月日 電話番号	
略 添付書類 略	
様式第5号(第7条関係) 理容所開設者地位承継届	
職 氏 名 様 相続(合併・分割)により理容所の開設者の地位を継承したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。 年 月 日 郵便番号 住 所 届出者 <u>フリガナ</u> 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 生年月日 電話番号	
略 添付書類 略	

(鳥取県美容師法施行細則の一部改正)

第2条 鳥取県美容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する

改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下この条において「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下この条において「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）、<u>美容師法施行規則</u>（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）<u>及び鳥取県美容師法施行条例</u>（平成12年鳥取県条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(出張美容に係る届出手続)</p> <p>第2条 <u>条例第3条第1項の規定による届出は、様式第1号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>2 <u>条例第3条第4項の規定による届出は、様式第2号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(美容師免許証等の提出の手続)</p> <p>第3条 <u>省令第7条第3項の規定による届出は、様式第3号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(美容所開設届出書の様式)</p> <p>第4条 <u>省令第19条第1項に規定する届出書は、様式第4号によるものとする。</u></p> <p>(美容所開設届出事項変更届出書の様式)</p> <p>第5条 <u>省令第20条に規定する届出書は、様式第5号によるものとする。</u></p> <p>(美容所の廃止届出手続)</p> <p>第6条 <u>法第11条第2項の規定による美容所の廃止の届出は、様式第6号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(確認証の様式)</p> <p>第7条 <u>条例第4条第1項に規定する書面は、様式第7号によるものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第7条第1項に規定する書面は、様式第8号</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）<u>及び美容師法施行規則</u>（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）の施行に関し、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(美容師免許証等の提出の手続)</p> <p>第2条 <u>省令第7条第3項の規定による届出は、様式第1号による届出書を提出してなければならない。</u></p> <p>(美容所開設届出書の様式)</p> <p>第3条 <u>省令第19条第1項に規定する届出書は、様式第2号によるものとする。</u></p> <p>(美容所開設届出事項変更届出書の様式)</p> <p>第4条 <u>省令第20条に規定する届出書は、様式第3号によるものとする。</u></p> <p>(美容所の廃止届出手続)</p> <p>第5条 <u>法第11条第2項の規定による美容所の廃止の届出は、様式第4号による届出書を提出してなければならない。</u></p>

によるものとする。

(確認証の再交付等の申請)

第8条 確認証について、条例第9条第1項の規定による再交付、同条第2項の規定による追加交付又は同条第3項の規定による書換交付を受けようとする者は、様式第9号による申請書を知事に提出しなければならない。

(美容所開設者地位承継届出書の様式)

第9条 省令第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、様式第10号によるものとする。

(書類の提出)

第10条 法、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する届出書その他の書類は、所管の総合事務所に提出しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

出張美容届出書

収入証紙  
はり付け  
欄

職 氏 名 様

出張理容を行いたいので、鳥取県美容師法施行条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その使用する設備、用具等について、同条第2項の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

出張美容に使用する設備及び用具を管理する場所

(免許証等の掲示)

第6条 美容所の開設者は、美容師免許証又は美容師免許証明書及び法第12条に規定する確認を受けたことを証する書類を美容所内に掲示しなければならない。

(美容所開設者地位承継届出書の様式)

第7条 省令第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、様式第5号によるものとする。

(書類の提出)

第8条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する届出書その他の書類は、所管の総合事務所に提出しなければならない。

出張美容に使用する設備及び用具		
美容所出張美容の場合	美容所の名称及び所在地	
	出張美容を行う美容師の数	
美容所出張美容以外の場合	美容師の登録番号	

添付書類 美容所出張美容以外の場合にあつては、美容師についての伝染性疾病の有無に関する医師の診断書

様式第2号（第2条関係）

出張美容変更（廃止）届

職 氏 名 様

出張美容の届出事項に変更を生じた（出張美容をやめた）ので、鳥取県美容師法施行条例第3条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

変更（廃止）の理由	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更（廃止）年月日	

添付書類 出張美容をやめた場合にあつては、当該出張美容に係る確認証

様式第3号（第3条関係）

美容師免許証又は美容師免許証明書提出書

職 氏 名 様

美容師法施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり美容師免許証又は美容師免許証明書を提出します。

様式第1号（第2条関係）

美容師免許証又は美容師免許証明書提出書

職 氏 名 様

美容師法施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり美容師免許証又は美容師免許証明書を提出します。

年 月 日  
郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

略

添付書類 美容師免許証又は美容師免許証明書

様式第4号(第4条関係)

美容所開設届

職 氏 名 様  
美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第12条の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日  
郵便番号  
住 所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

略

注 略  
添付書類 略

様式第5号(第5条関係)

美容所開設届出事項変更届

職 氏 名 様  
美容所の開設届出事項に変更を生じたので、美容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日  
郵便番号  
住 所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者

年 月 日  
郵便番号  
住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

略

様式第2号(第3条関係)

美容所開設届

職 氏 名 様  
美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第12条の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日  
郵便番号  
住 所

届出者 フリガナ  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

略

注 略  
添付書類 略

様式第3号(第4条関係)

美容所開設届出事項変更届

職 氏 名 様  
美容所の開設届出事項に変更を生じたので、美容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日  
郵便番号  
住 所

届出者 フリガナ



氏 名  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

略

添付書類 略

様式第6号(第6条関係)  
 美容所廃止届

職 氏 名 様  
 次のとおり美容所を廃止したので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日  
 郵便番号  
 住 所  
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者  
 氏 名  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

略

添付書類 美容所の確認証

様式第7号(第7条関係)  
 出張美容確認証

住所  
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
 氏名  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 確認番号

出張美容を行うために使用する設備、用具等が美容師法第8条の措置を講ずるに適することを確認したことを証する。

年 月 日  
 職 氏 名 印

様式第8号(第7条関係)  
 美容所確認証

氏 名  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

略

添付書類 略

様式第4号(第5条関係)  
 美容所廃止届

職 氏 名 様  
 次のとおり美容所を廃止したので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日  
 郵便番号  
 住 所

届出者 フリガナ  
 氏 名  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

略

添付書類 美容師法第12条に規定する確認を受けたことを証する書類

美容所の名称  
美容所の所在地  
確認番号

美容所の構造設備が美容師法第13条の措置を講ずるに適することを確認したことを証する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第9号（第8条関係）

確認証再交付（追加交付・書換交付）申請書

収入証紙 はり付け 欄
-------------------

職 氏 名 様

確認証を亡失（汚損）した（出張美容を行う美容師を増員した・確認証の記載事項に変更が生じた）ので、鳥取県美容師法施行条例第9条第1項（第2項・第3項）の規定により、確認証の再交付（追加交付・書換交付）を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

美容所又は出張美容の確認年月日	
申請理由	
追加交付の場合	希望追加交付枚数
書換交付の場合	書換えに係る変更届出年月日

添付書類 汚損による再交付の場合にあっては、当該汚損した確認証

様式第10号（第9条関係）

美容所開設者地位承継届

職 氏 名 様

相続（合併・分割）により美容所の開設者の地位を継承したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

様式第5号（第7条関係）

美容所開設者地位承継届

職 氏 名 様

相続（合併・分割）により美容所の開設者の地位を継承したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

<p>年 月 日 郵便番号 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 届出者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 生年月日 電話番号</p>	<p>年 月 日 郵便番号 住 所 届出者 フリガナ 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 生年月日 電話番号</p>
略	略
添付書類 略	添付書類 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県理容師法施行細則の改正に伴う経過措置)

2 鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部を改正する条例(平成21年鳥取県条例第24号。以下「一部改正条例」という。)附則第2項の規定により一部改正条例第1条の規定による改正後の鳥取県理容師法施行条例の次の表の左欄に掲げる規定により行われたものとみなされる同表の中欄に掲げる事務については、同表の右欄に定めるところによるものとする。

第3条第1項又は第4項	出張理容の届出又は当該届出に係る事項の変更若しくは出張理容の廃止の届出	この規則第1条の規定による改正後の鳥取県理容師法施行細則(以下「改正後の理容細則」という。)第2条及び第10条の規定の例
第3条第2項	出張理容の設備、用具等の検査及び確認	知事が別に定めるところ
第4条第1項	出張理容の確認証の交付	改正後の理容細則第7条第1項の規定の例
第7条第1項	理容所の確認証の交付	改正後の理容細則第7条第2項の規定の例
第9条第1項から第3項まで	確認証の再交付、追加交付又は書換交付	改正後の理容細則第8条及び第10条の規定の例
第9条第2項又は第4項	確認証の返納	知事が別に定めるところ

(鳥取県美容師法施行細則の改正に伴う経過措置)

3 一部改正条例附則第6項の規定により一部改正条例第2条の規定による改正後の鳥取県美容師法施行条例の次の表の左欄に掲げる規定により行われたものとみなされる同表の中欄に掲げる事務については、同表の右欄に定めるところによるものとする。

第3条第1項又は第4項	出張美容の届出又は当該届出に係る事項の変更若しくは出張美容の廃止の届出	この規則第2条の規定による改正後の鳥取県美容師法施行細則(以下「改正後の美容細則」という。)第2条及び第10条の規定の例
第3条第2項	出張美容の設備、用具等の検査及び確認	知事が別に定めるところ
第4条第1項	出張美容の確認証の交付	改正後の美容細則第7条第1項の規定の例

第7条第1項	美容所の確認証の交付	改正後の美容細則第7条第2項の規定の例
第9条第1項から第3項 まで	確認証の再交付、追加交 付又は書換交付	改正後の美容細則第8条及び第10条の規定の例
第9条第2項又は第4項	確認証の返納	知事が別に定めるところ

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第47号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（家賃等の減免又は徴収猶予の申請等）</p> <p>第8条の4 条例第12条の規定による家賃の減免若しくは家賃若しくは敷金の徴収の猶予、条例第21条第3項若しくは第21条の3第3項において準用する条例第12条の規定による収入超過者家賃等の減免若しくは徴収の猶予又は条例第24条の16第3項の規定による駐車場使用料の徴収の免除若しくは同条第4項の規定による徴収の猶予（以下「家賃等の減免等」という。）を受けようとするときは、県営住宅家賃等減額（免除）申請書（様式第11号）又は県営住宅家賃等徴収猶予申請書（様式第12号）にその理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。<u>ただし、知事が災害その他特別な事由があると認めるときは、別に定めるところによることができる。</u></p> <p>2 知事は、前項の申請に基づき、家賃等の減免等をしたときは、県営住宅家賃等減額（免除）通知書（様式第13号）又は県営住宅家賃等徴収猶予通知書（様式第14号）により申請者に通知しなければならない。<u>ただし、知事が災害その他特別な事由があると認めるときは、別に定めるところによることができる。</u></p> <p>3 及び 4 略</p> <p>（県営住宅駐車場の明渡しを請求できる場合）</p> <p>第16条の7 条例第24条の18第1項第8号の規則で定める<u>場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>（1）～（3）略</p> <p>2 略</p>	<p>（家賃等の減免又は徴収猶予の申請等）</p> <p>第8条の4 条例第12条の規定による家賃の減免若しくは家賃若しくは敷金の徴収の猶予、条例第21条第3項若しくは第21条の3第3項において準用する条例第12条の規定による収入超過者家賃等の減免若しくは徴収の猶予又は条例第24条の16第3項の規定による駐車場使用料の徴収の免除若しくは同条第4項の規定による徴収の猶予（以下「家賃等の減免等」という。）を受けようとするときは、県営住宅家賃等減額（免除）申請書（様式第11号）又は県営住宅家賃等徴収猶予申請書（様式第12号）にその理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の申請に基づき、家賃等の減免等をしたときは、県営住宅家賃等減額（免除）通知書（様式第13号）又は県営住宅家賃等徴収猶予通知書（様式第14号）により申請者に通知しなければならない。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>（県営住宅駐車場の明渡しを請求できる場合）</p> <p>第16条の7 条例第24条の18第1項第8号の規則で定める<u>ものは、次の各号に掲げる場合とする。</u></p> <p>（1）～（3）略</p> <p>2 略</p>

<p>(管理の代行)</p> <p>第19条 この規則に定める事務のうち、条例第26条第1項の規定により市町村又は鳥取県住宅供給公社に管理を行わせる県営住宅の事務の範囲は、市町村又は鳥取県住宅供給公社と協議して定める。この場合において、当該市町村又は鳥取県住宅供給公社に行わせることとなる事務に関するこの規則の規定中「知事」とあるのは「市町村長又は鳥取県住宅供給公社の理事長」と読み替えるものとする。</p>	<p>(管理の代行)</p> <p>第19条 この規則に定める事務のうち、条例第26条第1項の規定により市町村に管理を行わせる県営住宅の事務の範囲は、市町村と協議して定める。この場合において、当該市町村に行わせることとなる事務に関するこの規則の規定中「知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。</p>
--	--

## 附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第8条の4及び第16条の7の改正は、平成21年4月1日から施行する。